

支援費制度の対象となるサービス

対象となるサービスには、在宅で利用するサービス（居宅生活支援）と、施設に入所して利用するサービス（施設訓練等支援）があります。

■居宅生活支援（在宅で利用するサービス）

身体障害者	知的障害者	障害児
-------	-------	-----

身体障害者居宅介護	知的障害者居宅介護	児童居宅介護
身体障害者デイサービス	知的障害者デイサービス	児童デイサービス
身体障害者短期入所	知的障害者短期入所	児童短期入所

知的障害者地域生活援助（グループホーム）

■施設訓練等支援（施設に入所または通所して利用するサービス）

身体障害者	知的障害者
-------	-------

身体障害者更生施設	知的障害者更生施設
身体障害者療護施設	知的障害者授産施設
身体障害者授産施設	知的障害者通勤寮
心身障害者福祉協会が設置する福祉施設	

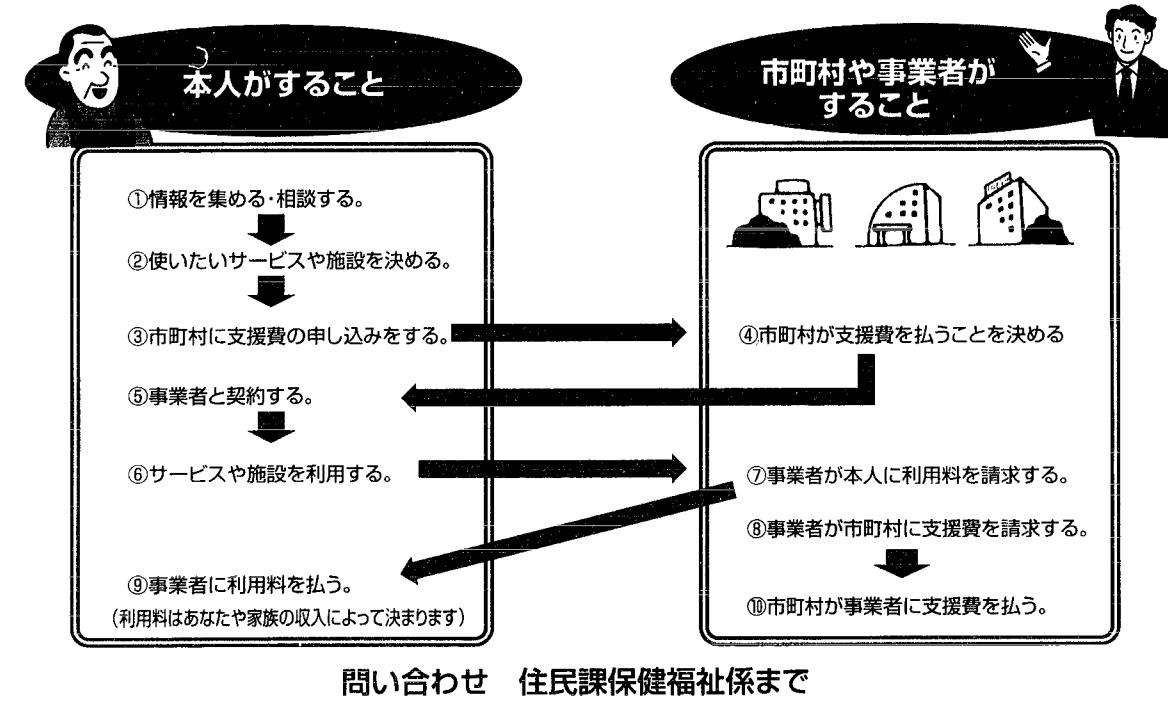
支援費制度に移行するのは上記のサービスのみで、それ以外のサービスについては従来通りに行われます。



支援費制度を利用するための手続き

支援費制度を利用するには、まず利用者が村に支援費の支給申請を行い、支給決定を受けなければなりません。支援者の支給が決定したら、事業者と契約しサービスを利用します。そのときに利用者は決められた利用者負担額を支払います。利用するための手続きの流れは次のとあります。

支援費制度を利用するための手続き



平成15年4月から

「支援費制度」がはじまります

障害者福祉サービスの利用のしかたが変わります

障害者に対する福祉サービスは、今まで行政がサービスの利用者や内容を決定する「措置制度」でしたが、平成15年4月からは、利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」に移行します。

支援費制度のしくみ

利用者自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係にもとづき、契約してサービスを利用します。このときのサービスの費用を一部を利用者が負担し、残りは支援費として行政が支払います。

支援費制度におけるサービスの利用や支援費の請求、支払いの基本的な仕組みは次のとあります。

支援費制度施行までの主なスケジュールは

平成14年度

10月
12月
支給申請の受付が始められます。その後の審査を経て、支給決定がなされます。

1月
支給基準、利用者負担が告示されます。

平成15年度

4月から制度がスタートします。

支援費制度の仕組み

～支援費制度の枠組み～

